高知県地域営農推進交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域営農推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　県は、地域農業の中核を担う組織の取組を支援するため、市町村が地域営農関連事業の財源に充てるために要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

（交付金額算出の対象事業）

第３条　交付金額算出の対象事業は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、他の補助金等を活用して実施する事業は、対象としない。

（交付金の額）

第４条　交付金の額は、前条に規定する対象事業に充当した過疎対策事業債の額の30パーセントに相当する額を上限とする。

（交付金の交付期間）

第５条　交付金を交付する期間は、第３条に規定する事業が完了した年度の翌年度とする。

（交付金の使途）

第６条　交付された交付金は、次に掲げる事業等に充当するものとする。

（１）特定目的基金（地域営農関連事業）への積立

（２）第３条に規定する事業のために既に借り入れた地域営農の推進に係る地方債の償還財源

（３）その他、地域営農の推進に資するものとして知事が認める事業

（交付金の交付申請）

第７条　交付金の交付を受けようとする市町村は、第３条に規定する事業を実施する前に、別記第１号様式による事業実施計画の承認及び交付申請書を知事に提出しなければならない。

なお、提出に当たっては、県と協議後、所管の農業振興センター又は家畜保健衛生所（以下「農業振興センター等」という。）と計画の内容を精査し、農業振興センター等の意見書を添えて知事に提出するものとする。

また、事業実施主体が地域農業法人の場合は、別記第２号様式による地域農業法人に係

る確認書を作成し、市町村は、当該確認書を、実施計画の承認及び交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

（交付の決定等）

第８条　知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、実施計画を承認するとともに、交付金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。

（交付の決定の取消し）

第９条　知事は、市町村及び事業実施主体が、交付金を他の用途に使用し、又は交付金の交付の内容、第10条に規定する交付の条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、当該交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該市町村に返還させることができる。

（交付の条件）

第10条　交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、交付金の交付に当たっては、事業実施主体に対して同事項の条件を付さなければならない。

（１）交付金にかかる法令、規則の規定に従うこと。

（２）事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の財務規則等の規定に準じた方法によって、契約を締結すること。

（３）交付金に係る事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金に係る事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（４）交付金に係る事業の遂行及び支出状況について知事から報告を求められた場合は、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、知事に提出すること。

（５）前条の規定により交付金を特定目的基金に積み立てた場合で、交付申請時に提出した基金処分計画書の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の基金処分計画書を作成し、知事に提出すること。

（６）交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、処分制限期間の間、保管すること。

（７）交付金に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に従って、効率的な運用を図ること。

（８）交付金に係る事業により取得し、又はその効用が増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けること。

（９）前号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付すること。

（10）交付金に係る事業の実施に当たっては、別表第４に掲げるいずれかに該当すると認

められるものを事業実施主体及び契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準ずること。

（11）事業実施主体が県税の納税義務者である場合は県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

（12）事業実施主体に対し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すこと。

（交付金の変更）

第11条　市町村は、交付の決定を受けた交付金について、次の各号のいずれかの事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記第３号様式による変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）事業実施主体を変更しようとするとき

（２）交付金額の総額又は各事業実施主体の事業区分ごとにおける交付金額について増額、又は20パーセントを超えて減額しようとするとき

（３）実施事業を追加しようとするとき

（４）事業完了予定年月日を延期しようとするとき

（５）事業を中止又は廃止しようとしようとするとき

２　知事は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の変更交付の決定をし、当該市町村に通知するものとする。

（実績報告等）

第12条　市町村は、事業の完了の日の属する年度の翌年度の５月31日（事業を廃止した場合は、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い期日）までに、別記第４号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（交付金の支払）

第13条　交付金は、第11条の規定により交付金の額を確定した後に支払うものとし、市町村は、別記第５号様式による支払請求書を知事に提出しなければならない。

（繰越承認申請）

第14条　市町村は、事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第６号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の繰越承認申請を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により市町村に対して通知するものとする。

３　市町村は、第１項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第７号様式による年度終了実績報告書を当該年度の３月31日までに知事に提出しなければならない。

（事業成果の報告）

第15条　市町村は、事業を実施した事業実施主体について、事業実施年度から目標年度までの間、事業成果等についてフォローアップを行わなければならない。その際、成果目標の達成状況を毎年度調査し、調査実施年度の翌年度の４月末日までに別記第10号様式により知事に報告しなければならない。

　なお、報告期日前あるいは調査実施年度以降においても、必要に応じ、知事はその事業成果等の報告を求める場合がある。

（グリーン購入）

第16条　市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達する場合には、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報公開）

第17条　交付金に係る事業及び市町村に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（県内発注）

第18条　市町村は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地産地消推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（委任）

第19条　この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

１　この要綱は、令和６年４月24日から施行する。

２　第７条の規定による書類の提出は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

３　この要綱は、令和11年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第９条、第10条第５号から第８号まで及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

４　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。